

平成27年度 さいたま市男女共同参画施策に関する苦情の申出の処理状況

1 申出・処理件数

申出件数	2件
処理件数	2件
繰越件数	0件

2 概要

調査を行ったが、勧告等を行っていない申出（1件）

申出内容	処理状況
<p>収受番号27-1</p> <p>「さいたま市条例第38号のタイトルのうち、「男女」とあるのを「両性」と改めるべきである」との勧告を求める。</p> <p>本件苦情申出に係る条例の名称は、不用意に「男女」という文言を使用し、かつ前文及び各条文でも同様であるが、だれが見ても「男」の次に「女」がくるというこの順番自体が本件条例の制度の理念にふさわしくなく、これらはすべて「男女」ではなく「両性」とすべきところであるのはあまりにも明白である。</p>	<p>申出の対象となる「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」は、男女共同参画社会基本法の理念を踏まえた条例であり、男女が対等な構成員としてお互いにその人権を尊重し、責任を分かち合うことができる男女共同参画社会の実現が重要であると明記されている。「両性」が相応であるとの申出の意向については、固定的性別役割分担意識やジェンダーフリーの観点から一定の理解はできるものの、法の理念を鑑みると日本語表記として「男女」が一般的であると考えられる。また、同条例はさいたま市議会で定められたものであり、その決定は重んじらるべきものである。以上のことから、助言勧告等を行わないこととした。</p> <p>(処理 平成28年1月28日)</p>

調査しないこととした申出（1件）

申出内容	処理状況
<p><u>収受番号27-2</u></p> <p>平成27年12月16日言渡の最高裁判所判決（裁判長寺田逸郎）にもとづき、さいたま市職員について行われている夫婦別姓を即時停止して、職員録の通称名としての旧姓も改めて、戸籍名に改めるとともに、公務上、あらゆる場合で、通称たる旧姓は使用禁止して、戸籍名使用させるべきとの勧告を求める。</p> <p>なお、本件苦情申出の理由については、申出本人による口頭意見陳述をする機会を与えるよう希望する。</p>	<p>今回の最高裁判決は職場における旧姓使用に関する変更を求めるものではないため、調査しないこととした。また、申出書に記載のあった口頭意見陳述についても、行わないこととした。</p> <p>（処理 平成28年1月28日）</p>